

■ マイナンバーカードと健康保険証の一体化（マイナ保険証）の概要 P. 1

関係法令の改正

■ 令和5年6月 マイナンバー法の一部改正

- ・ 新型コロナの対応など社会のデジタル化の必要性が高まり、その基盤であるマイナンバーカードの利便性向上のため、**マイナンバーカードと健康保険証の一体化（マイナ保険証）を推進**

今後の取り組み

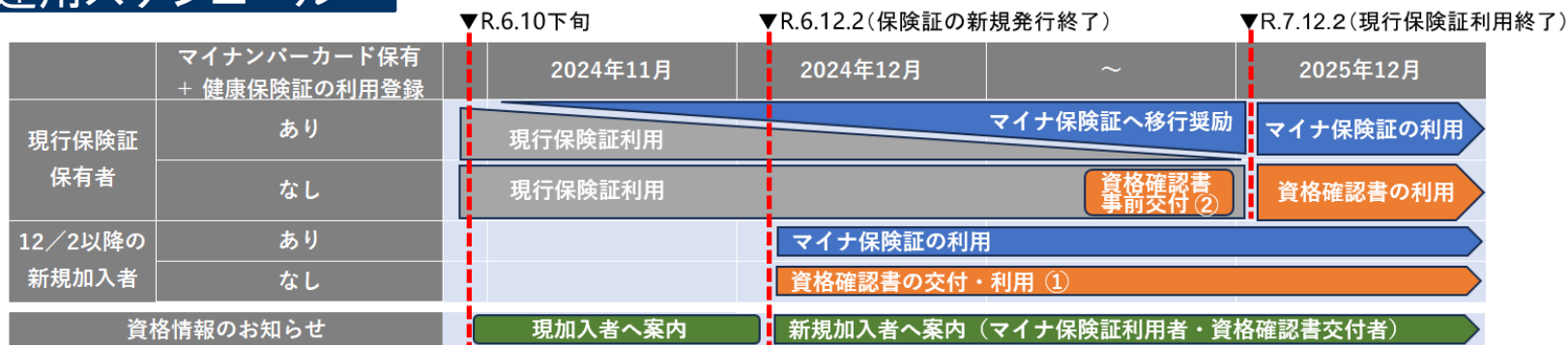
■ 令和6年10月下旬 「資格情報のお知らせ」の展開

- ・ 個人番号を含む登録情報の正確性を確認するため、現加入者へ「資格情報のお知らせ」を発送

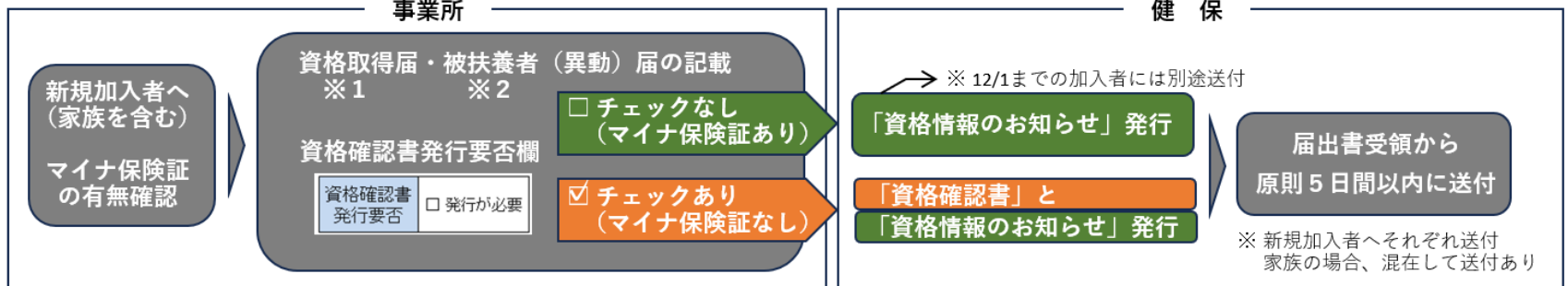
■ 令和6年12月2日 健康保険証の新規発行が終了

- ・ 今後、「**マイナ保険証**」の利用を基本としますが、現行保険証は令和7年12月1日まで有効
- ・ ただし、下記の方には円滑に保険医療を受診できるよう 別途「**資格確認書**」を交付
 - ① 令和6年12月2日以降の新規加入者でマイナ保険証を保有していない方
 - ② 現行保険証保有者で、令和7年12月2日までにマイナ保険証を保有していない方

運用スケジュール



令和6年12月2日以降の新規加入者への対応



現行保険証をお持ちの方への対応

マイナンバーカード保有 + 健康保険証の利用登録	~令和6年11月	~	令和7年10月	令和7年11月	令和7年12月~ 12/2 現行保険証利用終了
あり	現行保険証の利用は令和7年12月1日まで				令和7年12月2日までに各自でマイナ保険証に切替
なし	1. マイナ保険証へ切替えのご協力をお願いします。(右QRコード参照) 2. 有効期限切れによる現行保険証の回収は行いません。ただし、有効期限内に資格喪失の場合は返却願います。 3. 現行保険証の有効期限内は、資格確認書の発行はしません。				R.7.11末までに健保から資格確認書の案内・発行 マイナ保険証の利用



https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

届出書・申請書等 (ゼロ健保HP 申請書一覧)

- 30. 資格取得届 (※1)
- 01. 被扶養者(異動)届 (※2)
- 31. 資格確認書(再)交付申請書
- 32. 資格情報のお知らせ再交付申請書



<https://www.zero-kenpo.or.jp/applications>

参考

- <マイナ保険証>
健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカードがマイナ保険証。利用登録は、加入者自身のマイナポータル、コンビニ、医療機関等の窓口等で登録する必要があります
- <資格情報のお知らせ>
登録されている資格情報(所属健保・記号・番号など)を本人へお知らせするもの、医療機関受診の際はマイナ保険証が必要です (このお知らせのみでは受診できません)
- <資格確認書>
マイナ保険証にて医療機関でオンライン資格確認を受けることができない方に発行します。また、有効期限があるため必要に応じて再発行手続きをお願いします

資格情報のお知らせについて

・「資格情報のお知らせ」の交付対象者は、①令和6年12月1日以前の加入者と②それ以降に新規加入した資格確認書交付者を含む全加入者へ交付します。自身の加入者資格(所属健保、記号、番号等)を把握するための書面です、各自で大切に保管願います。

・「資格情報のお知らせ」だけでは、医療機関の受診はできません。マイナ保険証をお持ちの方は、マイナ保険証のみで顔認証付きカードリーダー端末のある医療機関を受診可能です。
ただし、端末の無い病院の受診時はマイナンバーカードと併せて「お知らせ」をお持ち下さい。 <http://myrna.go.jp/>



マイナポータル

・「資格情報のお知らせ」に有効期限はありません。「お知らせ」が紛失、汚損した際、または資格確認書の利用者が途中でマイナ保険証に切替えた場合、(再)交付申請ができます。
なお、マイナポータルから自身の資格情報を確認できる方は交付の必要はありません。(上記QRコード参照)

現行保険証について

- ・現行保険証はR.6.12.1で新規発行を終了します。ただし、経過措置としてR.7.12.1まで利用できます。
- ・現行保険証の有効期限内(R.7.12.1まで)に資格喪失をした場合は、保険証の返却をお願いします。
- ・有効期限内に現行保険証からマイナ保険証へ利用を切替えた場合、保険証の返却は必要ありません。
- ・有効期限終了後、保険証返却の必要はありません。個人情報を含むため適切な廃棄または管理をお願いします。

■ 資格確認書の交付（R.6.12.2以降マイナ保険証のない方等の対応について） P. 4

資格確認書について

- ・ 令和6年12月2日から健康保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証（マイナンバーカードに健康保険証の利用登録したもの）利用が基本となります（現行保険証は令和7年12月1日まで有効）。
- ・ ただし、**令和6年12月2日以降の新規加入者で、マイナンバーカードを取得していない方などは、必要に応じて「資格確認書」を交付**することにより、円滑に保険診療ができるよう対応いたします。
- ・ なお、現行保険証をお持ちの方でマイナ保険証の無い方は、来年11月迄に一斉交付を予定しています。

資格確認書の交付対象者

- ① マイナンバーカードを取得していない方
- ② マイナンバーカードを保有しているが、健康保険証の利用登録を行っていない方
- ③ マイナ保険証の利用登録解除者、マイナンバーカードの有効期限切れ、マイナンバーカードの返納者
- ④ マイナ保険証での受診が困難で、介助者など第三者が要配慮者に同行して資格確認を補助する必要がある場合
- ⑤ マイナンバーカード紛失、更新中の方

<マイナ保険証利用へご協力をお願いします>

https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html



資格確認書の申請方法・有効期限

- ① 事業主が新規加入者（扶養家族を含む）へ左記を参考に「**マイナ保険証**」有無等を確認

- ② **マイナ保険証の無い方等の交付対象者は、資格取得届書・被扶養者（異動）届の「資格確認書発行要否」欄にチェックを**記入して健康保険組合へ申請

資格確認書 発行要否	<input type="checkbox"/> 発行が必要
---------------	--------------------------------

- ③ 健保が申請書を受領後、資格確認書と資格情報のお知らせを交付（様式：両方共はがき型）

※ 資格確認書の有効期限は原則 3年間、必要に応じて交付申請書の記入をお願いします。

<資格取得届等の届出書・申請書>

<https://www.zero-kenpo.or.jp/applications>



交付申請について

- ・ 令和6年12月2日以降の新規加入者で、マイナ保険証のない被保険者、扶養家族の方は、資格取得届、被扶養者(異動)届の「**資格確認書発行要否**」欄に**チェック**を記入し申請願います。
- ・ 現行保険証の有効期間(令和7年12月1日まで)は、原則資格確認書の交付は行いません。
- ・ 高齢受給者証(70歳以上)、限度額適用認定証(入院など高額医療費発生時)が必要な場合、本人からの申請等により資格確認書とは別に発行します。
マイナ保険証をご利用の方は、上記機能が含まれているため別途の発行はありません。



ゼロ 健保HP 申請書

<https://www.zero-kenpo.or.jp/applications>

有効期限について

- ・ 資格確認書の**有効期限は3年間**(保険者判断で個人毎の有効期限と別に一斉更新の場合あり)。期限内の資格喪失時は資格確認書を健保へ返却。期限切れ後は返却の必要はありません、個人情報のため適切に廃棄願います。
- ・ マイナ保険証の「電子証明書」有効期限は5年間です、期限切れ前の更新手続きをお願いします。
なお、**期限切れ後3ヶ月間はマイナ保険証として利用可能です**。

再交付・その他

- ・ 資格確認書の有効期限切れ、または紛失、汚損で再交付を希望の場合、「資格確認書(再)交付申請書」に理由を記入し、事業主経由で健保まで申請願います。
- ・ 資格確認書利用者が、有効期限内の途中でマイナ保険証に切替えた場合、資格確認書を健保へ返却する必要はありませんが、個人情報のため各自で適切に廃棄または管理願います。

資格確認書サンプル(はがき型)

健康保険資格確認書	
本人 (被保険者)	
令和6年12月2日交付	
記号	1234
番号	1234567 (枝番) 00
氏名	大和 太郎
性別	男
生年月日	昭和28年11月11日
資格取得年月日	令和2年4月1日
一部負担金の割合 発効年月日	2割 令和5年12月1日
有効期限	令和10年11月10日
保険者番号	1 2 2 3 3 4 4 4
保険者名称	X X X X 健康保険組合

資格情報のお知らせサンプル(はがき型)

資格情報のお知らせ

データ登録が完了いたしました。
マイナ保険証をご利用いただけます。

記号	1234	番号	1234567 (枝番) 00
氏名	大和 太郎		
フリガナ	ダイワ タロウ		
資格取得年月日	令和2年4月1日		
保険者名	X X X X 健康保険組合		
負担割合	2割		

受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です